

## 新潟市在宅重度重複障がい者介護見舞金支給事業実施要綱

### (目的)

第1条 新潟市在宅重度重複障がい者介護見舞金支給事業（以下「事業」という。）は、施設に入所することが困難な在宅重度重複障がい者（以下「障がい者」という。）を常時介護する保護者に介護見舞金を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、障がい者の福祉向上に資することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、新潟市とする。

### (支給対象者)

第3条 介護見舞金は、介護の対象となる障がい者を在宅で常時介護する保護者に支給するものとし、本事業における保護者とは、障がい者の親若しくは障がい者を現に扶養し生計を一にする同居の親族とする。

### (支給額)

第4条 介護見舞金は、障がい者1人につき月額20,000円を支給する。

### (障がい者の障がいの程度)

第5条 本事業における障がい者の障がいの程度は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 知的障がいの障がい程度について、療育手帳（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」によるものをいう。）「A」を所持していること。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けていること。
- (3) 身体障がいの障がい程度について、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生令第15号。）別表第5号に規定する視覚障害1級若しくは2級，聴覚障害2級，肢体不自由1級若しくは2級又は内部障害1級のうち、いずれか2つ以上の障がいを合併していること。
- (4) 施設に入所することができないものであること。
- (5) 保護者が常時介護していること。

### (支給申請及び支給決定)

第6条 介護見舞金の支給を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式により、市長に申請するものとする。

2 市長は、支給申請を受理したときは、内容を審査のうえ、支給を行うか否かを決定し、その決定内容を申請者に通知しなければならない。

### (介護見舞金の支給)

第7条 介護見舞金の支給日は、毎年7月25日、11月25日及び3月25日の3回とする。

### (支給の制限等)

第8条 介護見舞金の支給停止及び支給停止の解除については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。）第20条から第23条までに規定する障害児福祉手当の支給制限の規定の例によるものとする。

2 市長は、保護者が障がい者を常時介護していないと認められる場合には、介護見舞金の支給を停止することができる。

(新潟県が実施する在宅重度重複障害者介護見舞金支給事業との連携)

第9条 新潟県が実施する在宅重度重複障害者介護見舞金支給事業の支給決定を受けた者が、市の区域内に住所を有した場合、本事業の支給決定を受けているとみなす。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、新潟県が実施する在宅重度重複障害者介護見舞金支給事業の支給決定を受けている者で、市の区域内に住所を有する者が、施行日において引き続き市の区域内に住所を有する場合は、施行日に本事業の支給決定を受けているとみなす。